

麻生商店街振興組合 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、麻生商店街振興組合(以下「組合」という。)の賛助会員の入会および退会並びに賛助金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員の資格)

第2条 賛助会員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 商店街区内及びその近隣に事務所又は事業所を有する者
2. 商店街振興に資する活動を行う者

(加入)

第3条 賛助会員となることができる者は、所定の加入申込書に必要事項を記入した申込書を組合事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(議決権および選挙権)

第4条 賛助会員は組合の総会における議決権および選挙権は有しない。

(賛助金)

第5条 賛助会員は、組合に賛助金を拠出しなければならない。賛助金の金額は、理事会において定める。

(賛助会員の権利)

第6条 賛助会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

1. 組合の事業に関する情報の提供を受ける権利
2. 組合の事業活動に参加する権利

(賛助会員の義務)

第7条 賛助会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

1. 組合の定款及び規程を遵守する義務
2. 賛助金を納入する義務
3. 組合の事業活動に協力する義務

(退会)

第8条 賛助会員は、退会を希望する場合、または以下の各号のいずれかに該当する場合には、退会することができる。ただし、すでに納入された賛助金は返還しない。

1. 死亡した場合
2. 解散した場合

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

第10条(附則)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

賛助会員加入申込書

麻生商店街振興組合 宛

加入申込日	年 月 日
会社名・団体名	
代表者名	Ⓜ
役職	
担当者名	
会社・団体の住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

賛助会費 : 月額 _____ 円

前月末までに当月の賛助会費をお支払いください。

賛助会員が退会しようとするときは組合に退会届を提出してください。

*なお、入会に当たっては、少なくとも加入から3年間は入会を継続していただくよう、お願いいたします。

賛助会費振込先

銀行名
口座種類・番号
口座名義

北海道銀行麻生支店
普通 0154802
麻生商店街振興組合